

= 研修・講習会 =

令和6年度自動車整備士試験実施計画について

		《自動車整備士技能検定試験》	
		学科試験	実技試験
第1回	種 目	二級自動車シャシ	二級自動車シャシ (学科試験合格者対象)
	受 付 期 間	令和6年5月7日(火)～令和6年5月10日(金)	
	試験日	令和6年7月18日(木)	令和6年9月8日(日)

		《自動車整備技能登録試験》	
		学科試験	実技試験
第1回	種 目	・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・自動車車体	・二級ガソリン ・三級シャシ (学科試験合格者対象)
	受 付 期 間	令和6年8月5日(月)～令和6年8月9日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和6年10月28日(月)～令和6年11月1日(金)	
	試験日	令和6年10月6日(日)	令和7年1月19日(日)
第2回	種 目	・一級小型(筆記・口述) ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級シャシ ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・三級2輪 ・自動車電気装置 ・自動車車体	・一級小型 (学科試験合格者対象)
	受 付 期 間	令和7年1月20日(月)～令和7年1月24日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和7年6月2日(月)～令和7年6月6日(金)	
	試験日	学科・筆記 令和7年3月23日(日) 口述(口述は1級のみ) 令和7年5月11日(日)	令和7年8月24日(日)

※4月号会報に掲載しました自動車整備士試験実施計画(検定試験)に自動車車体整備士実技試験の記載がありましたが、今年度は実施されませんのでお詫びして訂正いたします。
 検定試験においては「二級自動車シャシ」の実施計画です。

令和6年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 令和6年5月7日（火）～17日（金）
2. 教習日程 事前説明会 6月12日（水） 15：00～
教習 6月24日（月）、26日（水）、27日（木）、28日（金）
3. 教習時間 9：00～17：00
4. 試問日 令和6年7月9日（火）
5. 教習受講資格
「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であつて、次の各号の一に該当する者。
 - （1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に從事している者
 - （2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に從事している者
 - （3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者なお、直近の整備主任者法令研修を受講していること
（4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者
6. 教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
7. 申請書類
 - （1）申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口にて用意します。）
 - （2）写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 - （3）はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - （4）自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
 - （5）一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
8. 資料代 24,000円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
9. その他 ※ 令和4年度第2回、令和5年度第1回、第2回の教習を受講された方で、
今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催します。

試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 令和6年5月7日（火）～17日（金）
2. 講習日程 令和6年7月2日（火）、5日（金）、8日（月）
3. 講習時間 9：00～17：00
4. 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受講料 10,000円

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のご案内について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。なお、約3か月に一度の開催となりますので、各事業場において下記予定表をご確認の上、受講するようお願いいたします。

また、講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じてお知らせします。

◇ 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
6月19日（水）	5月8日（水）～ 5月31日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口へ提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

◇ 時間割

	受付時間	講習時間
実 習	9 : 0 0 ~ 9 : 3 0	9 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0
学 科	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0	1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
試 問	1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 0 0	1 5 : 1 0 ~ 1 5 : 4 0
合格発表	1 6 : 0 0 ~	

◇ 会 場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇ 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官
山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

◇

◇ 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

◇ 定 員 実習 25名 学科及び試問 50名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

◇ 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。
資料持参の場合は受講料のみとなります。

- ◇ 申請書類
- (1) 受講申請書 1枚
 - (2) 受講票 1枚
- (申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。)
- 振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。
- (3) 写真2枚(縦4cm、横3cm)
 - (4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
 - (5) 実習受講済みの方は、実習受講証
 - (6) 実習を受講する方は、実習申込書
 - (7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳
- (学科(検査員研修等)を受講済みであることを証明するため)
- ◇ 持ち物
- (1) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル)
 - (2) 消しゴム
 - (3) マーカーペン
 - (4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』

第143期技術講習所開校式が開催されました

第143期技術講習所開講式が4月11日(木)9:00より開催されました。

村松教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程15名、3級自動車ガソリンエンジン課程33名、計48名が9月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生48名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

来年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から５年間）を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意ください。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしく申し上げます。

1. 日 時 5月29日(水) 9:30~15:00
(受付 9:30~14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！